

2月定例会

2月26日から
3月19日まで

議会基本条例見直し検討特別委の設置

概要

岩沼市議会の2月定例会（平成25年第1回議会）は2月26日に招集され、22日間の会期で開かれました。25年度一般会計当初予算は、防災集団移転促進事業や災害公営住宅事業などにより、昨年度比47%増の総

額477億円の大規模予算となりました。

その他、条例等の改正案、各種会計予算（当初・補正）37件のほか、追加提案のあった24年度及び25年度の一一般会計補正予算や財産の取得など8件を原案通り可決しました。

25年度予算は、予算審査

政務活動費条例を可決

議員発議

◆発議1号 岩沼市議会委員会条例（一部改正）

地方自治法の一部改正により、委員会条例に「議員は常任委員になること」「議長は常任委員を辞退できること」「特別委員の任期」「委員に選任事由が生じた際の選任」などの規定を追加するもの。

◆発議2号 岩沼市議会政務調査費の交付に関する条例（一部改正）

地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が変更されたほか、交付目的に「議員の調査研究」に「その他の活動」が追加されたことから、政務調査費に関する条例の名称を「政務活動費」へ変更するとともに、規

特別委員会を設置し、二つの部会で慎重審査しました。地方自治法の一部改正に伴う委員会条例及び政務調査費の交付に関する条例の一部改正案を原案通り可決しました。

意見書は3件提出され、原案通り可決。大友健議員に対する陳謝の懲罰が可決されたほか、岩沼市議会基本条例の見直しを行うための「議会基本条例見直し検討特別委員会」が設置されました。

一般質問は、会派代表質問を5会派が、個人質問は9人が行いました。

則で規定していた政務活動費に充てることができ、経費の範囲を条例で規定。その他、どなたでも議長に対して政務活動費に関する収支報告書の閲覧を請求することができるよう新たに規定を追加するもの。

また、この改正に伴い、岩沼市議会基本条例の規定についても関連する条文の文言整理を行うもの。

大友健議員に陳謝の懲罰

◆発議3号 大友健議員に対する懲罰の件

3月5日の一般質問で、大友健議員から事実と違う内容の発言がありました。急ぎよ議会運営委員会（議運委）を開催し、その対応を協議しました。

議運委では、問題となつた発言を取り消し陳謝すべきと判断し、これを受け高橋孝内議長は、発言の取り消しと陳謝を求めました。しかし、大友健議員はこれを行わなかつたことから「議長の議事整理権及び秩序保持権に反することがあつては、議会の秩序を保持することができなくなる上、議会の権威をおとしめる」として懲罰動議が提出されました。

直ちに懲罰特別委員会が設置され、大友健議員の弁明を聴いた上、取り扱いを議論しました。その結果、陳謝の懲罰を科すべきと判断されました。本会議では、懲罰特別委員会の報告の通り可決

（賛成15、反対1）しました。大友健議員は、議長から読み上げを命じられた陳謝文（発言の取り消しと陳謝）を朗読しました。

議員の発言

3月5日の一般質問で、須藤功議員から井口経明市長に対する不穏当な発言がありました。急ぎよ議運委を開催し、その対応を協議しました。

議運委では、委員全員が発言の取り消しを求めましたが、発言取り消しに関する陳謝については異論があつたことから採決を行い、賛成6、反対1で陳謝も行うこととなりました。

本会議を再開し、須藤議員から発言の取り消しと陳謝がなされました。

最後に、高橋孝内議長から須藤議員に対し「このように登壇して陳謝することのないように心掛けていただきたい」と異例の訓示がなされました。